



# 三重県公報

令和元年12月23日(月)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
<b>条 例</b>			
25	三重県公文書等管理条例	(法務・文書課)	4
26	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	(大気・水環境課)	19
27	三重県流域下水道条例	(下水道経営課)	34
28	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例	(税務企画課)	43
29	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(長寿介護課)	45
30	三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の一部を改正する条例	(財政課)	50
31	三重県手数料条例の一部を改正する条例	(建築開発課)	51
32	三重県県税条例の一部を改正する条例	(税務企画課)	53
33	三重県立公衆衛生学院条例の一部を改正する条例	(健康づくり課)	54
34	三重県農業大学校条例の一部を改正する条例	(担い手支援課)	55
35	三重県特定公共賃貸住宅条例及び三重県営住宅条例の一部を改正する条例	(住宅政策課)	56
36	三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例	(スポーツ推進課)	59
37	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	(人事課)	60
38	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	66
39	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	68
40	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(教育委員会)	74
41	三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	(県議会)	76
<b>規 則</b>			
37	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(市町行財政課)	78
<b>人 事 委 規 則</b>			
	三重県人事委員会規則7-16(職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則)の一部を改正する規則	(人事委員会)	79
<b>人事委・教育委規則</b>			
8	公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会・教育委員会)	80
9	公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	80
<b>病院事業庁管理規程</b>			
3	三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	(病院事業庁)	85

**公布された条例のあらまし****◎ 三重県公文書等管理条例（条例第 25 号）**

- 1 公文書の適正な管理、特定歴史公文書等の適切な保存、利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるよう公文書等の管理に関する基本的事項を定めることとしました。
- 2 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日（一部公布の日及び令和 3 年 4 月 1 日）から施行することとしました。

**◎ 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（条例第 26 号）**

- 1 土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の未然防止及び生活環境の保全に資するため、必要な事項を定めることとしました。
- 2 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしました。

**◎ 三重県流域下水道条例（条例第 27 号）**

- 1 地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項その他必要な事項を定めるため、三重県流域下水道条例の全部を改正することとしました。
- 2 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしました。

**◎ 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（条例第 28 号）**

- 1 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の制定等に伴い、本人確認情報を利用できる事務についての規定を整理することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

**◎ 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 29 号）**

- 1 地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしました。

**◎ 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の一部を改正する条例（条例第 30 号）**

- 1 民法の一部改正に鑑み、遅延損害金についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしました。

**◎ 三重県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 31 号）**

- 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に伴い、手数料の額等を改正することとしました。
- 2 この条例は、令和 2 年 3 月 1 日から施行することとしました。

**◎ 三重県県税条例の一部を改正する条例（条例第 32 号）**

- 1 三重県福祉基金、三重県中小企業振興基金、三重県体育スポーツ振興基金、三重県環境保全基金及び三重県子ども基金の財源に充てるため、法人の県民税の法人税割に係る税率の特例措置の適用期限を延長することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

**◎ 三重県立公衆衛生学院条例の一部を改正する条例（条例第 33 号）**

- 1 大学等における修学の支援に関する法律の制定に鑑み、入学金及び授業料の減免等についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、大学等における修学の支援に関する法律の施行の日から施行することとしました。

**◎ 三重県農業大学校条例の一部を改正する条例（条例第 34 号）**

- 1 大学等における修学の支援に関する法律の制定に鑑み、授業料の減免等についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、大学等における修学の支援に関する法律の施行の日から施行することとしました。

**◎ 三重県特定公共賃貸住宅条例及び三重県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第 35 号）**

- 1 民法の一部改正に鑑み、連帯保証人等の規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしました。

**◎ 三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例（条例第 36 号）**

- 1 三重県営鈴鹿スポーツガーデンの施設整備に鑑み、施設の利用に係る料金の額を改正することとしました。
- 2 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしました。

**◎ 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 37 号）**

- 1 特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、特別職に属する職員の期末手当の支給割合の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日（一部令和 2 年 4 月 1 日）から施行することとしました。

**◎ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 38 号）**

- 1 県の厳しい財政状況を考慮し、知事等の給与を特例的に減ずることとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

**◎ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 39 号）**

- 1 人事委員会の議会及び知事に対する令和元年10月11日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の勤勉手当の支給割合の改正等を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日（一部令和 2 年 4 月 1 日）から施行することとしました。

**◎ 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第 40 号）**

- 1 人事委員会の議会及び知事に対する令和元年10月11日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、公立学校職員の勤勉手当の支給割合の改正等を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日（一部令和 2 年 4 月 1 日）から施行することとしました。

**◎ 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 41 号）**

- 1 一般職に属する職員の勤勉手当の支給割合の改正等を考慮し、三重県議会議員の期末手当の支給割合の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日（一部令和 2 年 4 月 1 日）から施行することとしました。

条 例
-----

三重県公文書等管理条例をここに公布します。

令和元年十二月二十三日

三重県知事 鈴木英敬

## 三重県条例第二十五号

### 三重県公文書等管理条例

#### 目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 公文書の管理（第四条―第十一条）
- 第三章 特定歴史公文書等の保存、利用等（第十二条―第二十五条）
- 第四章 審査請求（第二十六条―第二十八条）
- 第五章 三重県公文書等管理審査会（第二十九条―第三十七条）
- 第六章 人材育成（第三十八条）
- 第七章 雑則（第三十九条―第四十二条）

#### 附則

##### 第一章 総則

###### （目的）

第一条 この条例は、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政を推進していくためには、県の諸活動及び歴史的に重要な事実の記録であり、県民共有の知的資源である公文書等を県民が主体的に利用し得るものとするのが重要であることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、特定歴史公文書等の適切な保存、利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

###### （定義）

第二条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。第二十条において同じ。）であつて、当該実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 特定歴史公文書等
- 三 三重県立図書館その他実施機関が別に定める機関において管理され、かつ、歴史的

若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

3 この条例において「歴史公文書等」とは、次に掲げる文書をいう。

- 一 実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- 二 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- 三 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- 四 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書
- 五 前各号に掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された公文書その他の文書

4 この条例において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

- 一 第九条第一項の規定により三重県総合博物館（以下単に「博物館」という。）に移管されたもの
- 二 法人その他の団体（県及び県が設立した地方独立行政法人を除く。第十四条第一項第二号及び第四十条において「法人等」という。）又は個人から博物館に寄贈され、又は寄託されたもののうち、公文書に類するものとして知事が指定するもの

5 この条例において「公文書等」とは、公文書及び特定歴史公文書等をいう。

（他の法令等との関係）

第三条 公文書等の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

## 第二章 公文書の管理

（文書の作成）

第四条 実施機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に係る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他公文書管理規程（第十一条第一項に規定する公文書管理規程をいう。以下同じ。）で定める事項について、文書を作成しなければならない。

- 一 条例の制定又は改廃及びその経緯
- 二 行政運営若しくは政策の基本的な事項を定める方針又は計画の策定又は改正及びその経緯
- 三 複数の実施機関による申合せ又は他の実施機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯
- 四 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯
- 五 職員の人事に関する事項

（整理）

第五条 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、公文書管理規程で定めるところにより、当該公文書について系統的に分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単

独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「公文書ファイル」という。）にまとめなければならない。

- 3 前項の場合において、実施機関は、公文書管理規程で定めるところにより、当該公文書ファイルについて系統的に分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。
- 4 実施機関は、必要があると認めるときは、公文書管理規程で定めるところにより、第一項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を延長することができる。
- 5 実施機関は、公文書ファイル及び単独で管理することが適当であると認める公文書（以下「公文書ファイル等」という。）について、保存期間（前項の規定により延長された場合にあつては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては博物館への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

（保存）

第六条 実施機関は、公文書ファイル等について、当該公文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

（公文書の書換え等の禁止）

第七条 実施機関の職員は、正当な理由がある場合を除くほか、公文書の一部又は全部を書き換え、又は差し替える等の行為を行つてはならない。

（公文書ファイル管理簿）

第八条 実施機関は、公文書ファイル等の管理を適切に行うため、公文書管理規程で定めるところにより、公文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（三重県情報公開条例（平成十一年三重県条例第四十二号）第七条に規定する非開示情報を除く。）を帳簿（以下「公文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、一年未満の保存期間が設定された公文書ファイル等については、この限りでない。

- 2 実施機関は、公文書ファイル管理簿について、公文書管理規程で定めるところにより、一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（移管又は廃棄）

第九条 実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第五条第五項の規定による定めに基づき、博物館に移管し、又は廃棄しなければならない。

- 2 実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に報告しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による報告があつたときは、速やかに、当該報告に係る公文書ファイル等にまとめられた公文書が歴史公文書等に該当するか否かについて、三重県公文

書等管理審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない。

- 4 知事は、前項の意見を勘案し、第二項の報告に係る公文書ファイル等にまとめられた公文書が歴史公文書等に該当すると認めるときは、当該公文書ファイル等を保有する実施機関に対し、当該公文書ファイル等を廃棄しないよう求めるものとする。
- 5 実施機関は、前項の規定による求めがあつたときは、当該公文書ファイル等について、第五条第四項の規定により保存期間及び保存期間の満了する日を延長する場合を除き、当該求めを踏まえて同条第五項の規定による定めを変更し、当該公文書ファイル等を博物館に移管しなければならない。
- 6 実施機関は、第一項又は前項の規定により博物館に移管する公文書ファイル等について、第十四条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして博物館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

（管理状況の報告等）

第十条 実施機関は、公文書ファイル管理簿の記載状況その他の公文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。
- 3 知事は、第一項に定めるもののほか、公文書の適正な管理を確保するために必要であると認める場合には、実施機関に対し、公文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査を行わせることができる。

（公文書管理規程）

第十一条 実施機関は、公文書の管理が第四条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、公文書管理規程（公文書の管理に関する定めをいう。以下同じ。）を設けなければならない。

- 2 公文書管理規程には、公文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 収受に関する事項
  - 二 作成に関する事項
  - 三 整理に関する事項
  - 四 保存に関する事項
  - 五 公文書ファイル管理簿に関する事項
  - 六 保存期間が満了したときの措置に関する事項
  - 七 管理状況の報告に関する事項
  - 八 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理が適正に行われることを確保するために必要な事項

- 3 実施機関は、公文書管理規程を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

### 第三章 特定歴史公文書等の保存、利用等

（特定歴史公文書等の保存等）

第十二条 知事は、特定歴史公文書等について、第二十三条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、博物館において永久に保存しなければならない。

- 2 知事は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等

に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

- 3 知事は、特定歴史公文書等に個人情報（三重県個人情報保護条例（平成十四年三重県条例第一号）第二条第一号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、規則で定めるところにより、特定歴史公文書等の分類、名称その他の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

（利用請求の方法）

第十三条 特定歴史公文書等の利用の請求（以下「利用請求」という。）をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 一 利用請求をしようとするものの氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
  - 二 前条第四項の目録に記載された当該利用請求に係る特定歴史公文書等の名称
  - 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 知事は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求をしたもの（以下「利用請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（利用請求の取扱い）

第十四条 知事は、利用請求があつたときは、次に掲げる場合を除き、利用請求者に対し、当該利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させなければならない。

- 一 当該特定歴史公文書等が実施機関から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合
    - イ 三重県情報公開条例第七条第一号、第三号又は第六号（ロからニまでを除く。）に掲げる情報
    - ロ 三重県情報公開条例第七条第二号に掲げる情報
    - ハ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
  - 二 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は法人等から寄贈され、又は寄託されたものであつて、当該期間が経過していない場合
  - 三 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくは汚損を生ずるおそれがある場合又は当該特定歴史公文書等を保存する博物館において当該原本が現に使用されている場合
- 2 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等が前項第一号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が公文書として作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第九条第六項の意見が付



されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

- 3 知事は、第一項第一号又は第二号に掲げる場合であつても、同項第一号イからハまでに掲げる情報又は同項第二号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(本人情報の取扱い)

第十五条 知事は、前条第一項第一号ロの規定にかかわらず、同号ロに掲げる情報により識別される特定の個人(以下この条において「本人」という。)から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があつた場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があつたときは、本人の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき同号ロに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(利用請求に対する措置)

第十六条 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及び特定歴史公文書等の利用に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させないときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 知事は、第一項の決定のうち一部を利用させる旨の決定又は前項の決定をしたときは、前二項に規定する書面に利用請求に係る特定歴史公文書等の一部又は全部を利用させない理由を併せて記載しなければならない。

(利用決定等の期限)

第十七条 前条第一項又は第二項の決定(以下「利用決定等」という。)は、利用請求書が提出された日から起算して三十日以内にしなければならない。ただし、第十三条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日に限り延長することができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、速やかに、延長の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用決定等の期限の特例)

第十八条 利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求書が提出された日から起算して六十日以内にその全てについて利用決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書等については相当の期間内に利用決定等をするれば足りる。この場合において、知事は、同条第一項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 本項を適用する旨及びその理由
  - 二 残りの特定歴史公文書等について利用決定等をする期限
- 2 前条第二項前段又は前項前段の規定により期間を延長している場合において、災害その他やむを得ない理由があるときは、再度相当の期間を延長することができる。この場合においては、前条第二項後段の規定を準用する。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十九条 利用請求に係る特定歴史公文書等に県、国、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第二項に規定する独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び利用請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、知事は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 知事は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であつて、当該情報が三重県情報公開条例第七条第二号ロ又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、第十六条第一項の決定（以下「利用決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 3 知事は、第九条第六項の規定により意見を付された特定歴史公文書等について利用決定をする場合には、あらかじめ、当該意見を付した実施機関に対し、当該特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

- 4 知事は、第一項又は第二項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、利用決定をするときは、利用決定の日と利用させる日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、知事は、利用決定後直ちに、当該意見書（第二十六条第三項第二号及び第二十七条第三号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

(利用の方法)

第二十条 知事が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、視聴又は閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用させる場合にあつては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを利用させることができる。

(費用負担)

第二十一条 利用請求に係る特定歴史公文書等（前条ただし書の写しを含む。）の写しの交付を受けるものは、規則で定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

## (移管元実施機関による利用の特例)

第二十二條 特定歴史公文書等を移管した実施機関が知事に対してその所掌事務又は事業を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合には、第十四条第一項第一号の規定は、適用しない。

## (特定歴史公文書等の廃棄)

第二十三條 知事は、特定歴史公文書等として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなつたと認める場合には、当該特定歴史公文書等を廃棄することができる。

2 知事は、前項の規定により特定歴史公文書等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

## (利用の促進)

第二十四條 知事は、特定歴史公文書等（第十四条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

## (保存及び利用の状況の公表)

第二十五條 知事は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。

## 第四章 審査請求

## (審査請求及び審査会への諮問)

第二十六條 利用決定等又は利用請求に係る不作為について不服があるものは、知事に対し、審査請求をすることができる。

2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定による審査請求があつたときは、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、審査会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

4 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第九条第三項において読み替えて適用する同法第二十九条第二項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

5 利用決定に対する第三者からの審査請求があつたときは、知事は、審査会の答申を受けけるまで、当該特定歴史公文書等の利用を停止するものとする。

6 知事は、第三項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

7 前項の場合において、当該裁決は、審査請求書が到達した日から起算して九十日以内に行うよう努めなければならない。

## (諮問をした旨の通知)

第二十七條 知事は、前条第三項の規定により諮問をしたときは、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。）

以下同じ。)

- 一 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 二 当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）  
（第三者からの審査請求を却下する場合等における手続）

第二十八条 第十九条第四項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 利用決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 二 審査請求に係る利用決定等（審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させる旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

#### 第五章 三重県公文書等管理審査会

（設置）

第二十九条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、審査会を置く。

- 2 審査会は、前項に定めるもののほか、公文書等の管理に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。

（組織）

第三十条 審査会は、委員五人以内で組織する。

（委員）

第三十一条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員又は委員であつた者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委員長）

第三十二条 審査会に委員長を置き、委員の互選によつて定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第三十三条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第三十四条 審査会の庶務は、総務部及び環境生活部において処理する。

（委任）

第三十五条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

(審査会への諮問)

第三十六条 実施機関（議会を除く。）は、公文書管理規程を制定し、又は改廃しようとするときは、審査会に諮問しなければならない。

2 知事は、この条例に基づき規則を制定し、又は改廃しようとするときは、審査会に諮問しなければならない。

(資料の提出等の求め)

第三十七条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認める場合には、実施機関又は知事に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

## 第六章 人材育成

第三十八条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書の管理を適正かつ効果的に行うことができるよう、必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

2 知事は、実施機関の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

## 第七章 雑則

(刑事訴訟に関する書類等の取扱い)

第三十九条 次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める規定は、適用しない。

一 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第五十三条の二第三項に規定する訴訟に関する書類（次項において「刑事訴訟に関する書類」という。） 第二章の規定

二 刑事訴訟法第五十三条の二第四項に規定する押収物 この条例の規定

2 実施機関は、知事と協議して、当該実施機関が保有する刑事訴訟に関する書類であつて、歴史資料として重要なもの（以下この条において「歴史的刑事訴訟書類」という。）の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。

3 実施機関は、前項の規定による協議に基づき、歴史的刑事訴訟書類について、知事において保存する必要があると認めるときは、当該歴史的刑事訴訟書類を博物館に移管することができる。

4 実施機関は、前項の規定により博物館に移管する歴史的刑事訴訟書類について、博物館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

5 前項の規定により意見が付された歴史的刑事訴訟書類について利用請求があつたときは、第十四条の規定にかかわらず、知事は、利用の制限を行うものとする。

(出資法人等の文書管理)

第四十条 実施機関は、法人等で県が出資その他財政支出を行うもののうち、知事が別に定めるもの及び県が設置する公の施設（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理を行うものに対し、その性格、業務内容等に応じた文書の適正な管理が推進されるよう指導に努めるものとする。

(組織の見直しに伴う公文書等の適正な管理のための措置)

第四十一条 実施機関は、当該実施機関について統合、廃止等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する公文書について、統合、廃止等の組織の見直しの後においてこの条例の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

(規則への委任)

第四十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五章及び次項 公布の日

二 第二条第一項（公安委員会及び警察本部長に関する部分に限る。）及び附則第三項第二号の規定 令和三年四月一日

(準備行為)

2 この条例の規定による規則その他の規程の制定のため必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（次項第一号及び附則第四項において「施行日」という。）前においても、行うことができる。

(経過措置)

3 第二章の規定は、次の各号に掲げる実施機関の区分に応じ、当該各号に定める日以後に当該実施機関の職員が作成し、又は取得した文書について適用する。

一 次号に掲げる実施機関以外の実施機関 施行日

二 公安委員会及び警察本部長 令和三年四月一日

4 実施機関は、この条例の施行の際自ら定めた基準により保存期間を定めて保存している施行日前に作成し、又は取得した公文書（次項において「施行日前公文書」という。）で当該保存期間を満了してなお保存しているものについて、第九条の規定に基づき、博物館に移管し、又は廃棄しなければならない。この場合において、同条第一項中「第五条第五項の規定による定めに基づき」とあるのは、「公文書管理規程で定めるところにより」と読み替えるものとする。

5 実施機関は、この条例の施行の際自ら定めた基準により保存期間を定めて保存している施行日前公文書で当該保存期間を満了していないものについて、当該保存期間を第五条第一項又は第三項の規定により定めた保存期間とみなして、同条第四項及び第九条の規定に基づき、適切に取り扱わなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

6 この条例の施行の際現に博物館において歴史公文書等に相当するものとして管理されているもの及び前二項の規定により博物館に移管された文書については、特定歴史公文書等とみなす。

7 前項の規定は、博物館において管理され、又は博物館に移管された文書について、第十二条第四項の目録に相当するものを公表するまでの間は適用しない。

(三重県情報公開条例の一部改正)

8 三重県情報公開条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p>
<p>2 この条例において「公文書」とは、三重県公文書等管理条例(令和元年三重県条例第二十五号)第二条第二項に規定する公文書をいう。</p>	<p>2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>一 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>二 三重県立図書館その他実施機関が別に定める機関において管理され、かつ、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として公にされ又は公にされることが予定されているもの</p>
<p>3 (略) (公文書の開示義務) 第七条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報及び公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律</p>	<p>3 (略) (公文書の開示義務) 第七条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報及び公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律</p>

第百三号)第二条第二項に規定する特定  
 独立行政法人の役員及び職員を除く。)、  
 独立行政法人等(独立行政法人等の保有  
 する情報の公開に関する法律(平成十三  
 年法律第百四十号)第二条第一項に規定  
 する独立行政法人等をいう。以下同じ。)  
 の役員及び職員、地方公務員法(昭和二  
 十五年法律第二百六十一号)第二条に規  
 定する地方公務員並びに地方独立行政  
 法人の役員及び職員をいう。以下同じ。)  
 の職務に関する情報を除く。)であつて、  
 当該情報に含まれる氏名、生年月日その  
 他の記述等(文書、図画若しくは電磁的  
 記録(電子的方式、磁気的方式その他  
 の知覚によつては認識することができ  
 ない方式で作られた記録をいう。以下同  
 じ。))に記載され、若しくは記録され、  
 又は音声、動作その他の方法を用いて表  
 された一切の事項をいう。第九条第二項  
 において同じ。)により特定の個人が識  
 別され得るもの(他の情報と照合するこ  
 とができ、それにより特定の個人を識別  
 することができることとなるものを含  
 む。)若しくは特定の個人を識別するこ  
 とはできないが、公にすることにより、  
 なお個人の権利利益を害するおそれがある  
 もの又は個人の事業に関する情報  
 及び公務員等の職務に関する情報のう  
 ち公にすることにより当該個人の私生  
 活上の権利利益を害するおそれがある  
 もの若しくはそのおそれがあると知事  
 が認めて規則で定める職にある公務員  
 の氏名。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ・ロ (略)

三(六) (略)

第四章 補則

第二十八条 削除

第百三号)第二条第二項に規定する特定  
 独立行政法人の役員及び職員を除く。)、  
 独立行政法人等(独立行政法人等の保有  
 する情報の公開に関する法律(平成十三  
 年法律第百四十号)第二条第一項に規定  
 する独立行政法人等をいう。以下同じ。)  
 の役員及び職員、地方公務員法(昭和二  
 十五年法律第二百六十一号)第二条に規  
 定する地方公務員並びに地方独立行政  
 法人の役員及び職員をいう。以下同じ。)  
 の職務に関する情報を除く。)であつて、  
 当該情報に含まれる氏名、生年月日その  
 他の記述等(文書、図画若しくは電磁的  
 記録に記載され、若しくは記録され、又  
 は音声、動作その他の方法を用いて表さ  
 れた一切の事項をいう。第九条第二項に  
 おいて同じ。)により特定の個人が識別  
 され得るもの(他の情報と照合すること  
 ができ、それにより特定の個人を識別す  
 ることができることとなるものを含  
 む。)若しくは特定の個人を識別するこ  
 とはできないが、公にすることにより、  
 なお個人の権利利益を害するおそれがある  
 もの又は個人の事業に関する情報  
 及び公務員等の職務に関する情報のう  
 ち公にすることにより当該個人の私生  
 活上の権利利益を害するおそれがある  
 もの若しくはそのおそれがあると知事  
 が認めて規則で定める職にある公務員  
 の氏名。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ・ロ (略)

三(六) (略)

第四章 補則

(公文書の管理)

第二十八条 実施機関は、この条例の適正か  
つ円滑な運用に資するため、公文書を適正



	に管理するものとする。
2	実施機関は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けるものとする。

(三重県個人情報保護条例の一部改正)

9 三重県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 保有個人情報 実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を含み、議会の議員を除く。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書</p> <p><u>(三重県公文書等管理条例(令和元年三重県条例第二十五号)第二条第二項に規定する公文書をいう。第六条、第二十六条及び第二十八条において同じ。)</u>に記録されているものに限る。</p> <p>五〜八 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 保有個人情報 実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を含み、議会の議員を除く。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書</p> <p><u>(三重県情報公開条例(平成十一年三重県条例第四十二号)第二条第二項に規定する公文書をいう。第六条、第二十六条及び第二十八条において同じ。)</u>に記録されているものに限る。</p> <p>五〜八 (略)</p>

(三重県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

10 三重県情報公開・個人情報保護審査会条例(平成二十九年三重県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p>

<p>二 公文書 情報公開条例第十三条第一項に規定する開示決定等に係る公文書 (<del>三重県公文書等管理条例(令和元年三重県条例第二十五号)第二条第二項に規定する公文書をいう。</del>)をいう。</p> <p>三 (略)</p>	<p>二 公文書 情報公開条例第十三条第一項に規定する開示決定等に係る公文書 (<del>同条例第二条第二項に規定する公文書をいう。</del>)をいう。</p> <p>三 (略)</p>
--	--

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例をここに公布します。

令和元年十二月二十三日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第二十六号

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例

#### 目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 土砂基準（第七条）
- 第三章 土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等（第八条）
- 第四章 土砂等の埋立て等の許可等（第九条―第二十七条）
- 第五章 土地の所有者の義務（第二十八条・第二十九条）
- 第六章 土砂等搬入禁止区域（第三十条―第三十二条）
- 第七章 雑則（第三十三条―第三十八条）
- 第八章 罰則（第三十九条―第四十四条）

#### 附則

##### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この条例は、土砂等の埋立て等に関し、県、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者の責務を明らかにするとともに、必要な規制を行うことにより、土砂等の埋立て等の適正化を図り、もって土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の未然防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物、次号で定める改良土並びに第三号で定める再生土をいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物又は土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十六条第一項に規定する汚染土壌を除く。
- 二 改良土 土砂にセメント、石灰その他の改良材を混合し安定処理をした物をいう。
- 三 再生土 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物（建設工事に伴って発生した汚泥その他規則で定めるものに限る。）の脱水、混練その他規則で定める処理により生じた物であつて土砂と同様の形状を有するものをいう。
- 四 埋立て等 土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をいう。
- 五 埋立て等区域 土砂等の埋立て等を行う土地の区域をいう。
- 六 土砂等を発生させる者 建設工事の発注者又は請負人であつて、その建設工事に伴つて土砂等を発生させるもの及び改良土又は再生土の製造者をいう。

##### （県の責務）

第三条 県は、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上支

障が生ずるおそれのある土砂等の埋立て等が行われないう必要な施策を推進するものとする。

- 2 県は、土砂等の埋立て等の適正化を推進する上で市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が土砂等の埋立て等に関する施策を実施しようとする場合には、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。

(土砂等の埋立て等を行う者の責務)

第四条 土砂等の埋立て等を行う者は、その実施に当たっては、埋立て等区域の周辺地域の住民の理解を得るよう努めなければならない。

- 2 土砂等の埋立て等を行う者は、その実施に当たっては、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講ずる責務を有する。

(土砂等を発生させる者の責務)

第五条 建設工事の発注者又は請負人は、その事業活動に伴って土砂等が発生する場合は、その発生を抑制し、当該発生した土砂等の有効な利用の促進に努めるとともに、当該土砂等の不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な処理に努めなければならない。

- 2 改良土又は再生土の製造者は、その製造した改良土又は再生土の不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な処理に努めなければならない。

(土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者の責務)

第六条 土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者は、当該所有する土地において不適正な土砂等の埋立て等が行われることのないよう適正な管理に努めなければならない。

## 第二章 土砂基準

第七条 埋立て等に使用される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準（以下「土砂基準」という。）は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて規則で定める。

## 第三章 土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等

第八条 何人も、土砂基準に適合しない土砂等を使用して土砂等の埋立て等を行ってはならない。ただし、次に掲げる土砂等の埋立て等については、この限りでない。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の規定による許可、同法第九条第一項の規定による変更の許可若しくは同法第九条の三第一項の規定による届出に係る一般廃棄物の最終処分場において行う土砂等の埋立て等又は同法第十五条第一項の規定による許可若しくは同法第十五条の二の六第一項の規定による変更の許可に係る産業廃棄物の最終処分場において行う土砂等の埋立て等

- 二 土壌汚染対策法第二十二条第一項の規定による許可又は同法第二十三条第一項の規定による変更の許可に係る汚染土壌処理施設において行う土砂等の埋立て等

- 2 知事は、土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等（前項ただし書に該当するものを除く。次項において同じ。）が行われているおそれがあると認めるときは、当該埋立て等を行っている者に対し、直ちに当該埋立て等を停止し、又は現状を保全するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 3 知事は、土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等が行われたことを確認したときは、当該埋立て等を行つた者（当該埋立て等を行つた者に対し、当該埋立て等を要求し、依

頼し、若しくは唆し、又は当該埋立て等を行つた者が当該埋立て等をするのを助けた者があるときは、その者を含む。）に対し、埋立て等をされた土砂等（当該埋立て等により土砂基準に適合しないこととなつた土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該埋立て等による土壌の汚染を除去するために必要な措置を講ずべきことを命ずるとともに、速やかに当該埋立て等区域の周辺地域の住民に情報を提供することができる。

#### 第四章 土砂等の埋立て等の許可等

##### （土砂等の埋立て等の許可）

第九条 土砂等の埋立て等を行おうとする者は、埋立て等区域ごとに、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂等の埋立て等については、この限りでない。

- 一 埋立て等区域の面積（一団の土地の区域内に複数の埋立て等区域があるときにあつては、これらの区域の面積を合算した面積）が三千平方メートル未満である土砂等の埋立て等
- 二 土地の造成その他の事業の区域において行う土砂等の埋立て等であつて当該事業の区域において採取された土砂等のみを用いて行うもの
- 三 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土砂等の埋立て等
- 四 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条又は砂利採取法（昭和四十二年法律第七十四号）第十六条の規定により認可を受けた者が、当該認可に基づいて採取した土砂等を販売するために一時的に当該認可に係る場所において行う土砂等の埋立て等
- 五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の規定による許可若しくは同法第九条第一項の規定による変更の許可に係る一般廃棄物の最終処分場において行う土砂等の埋立て等又は同法第十五条第一項の規定による許可若しくは同法第十五条の二の六第一項の規定による変更の許可に係る産業廃棄物の最終処分場において行う土砂等の埋立て等
- 六 土壌汚染対策法第二十二條第一項の規定による許可又は同法第二十三條第一項の規定による変更の許可に係る汚染土壌処理施設において行う土砂等の埋立て等
- 七 法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分による土砂等の埋立て等であつて規則で定めるもの
- 八 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等の埋立て等
- 九 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂等の埋立て等

##### （土地の所有者の同意）

第十条 前条の許可の申請をしようとする者（次条において「申請予定者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等が行われる土地の所有者に対し、当該申請が、第十二条第一項の規定によるものである場合にあつては同項第一号から第十一号までに掲げる事項（同項第一号の生年月日を除く。）を、同条第二項の規定によるものである場合にあつては同項第一号から第四号までに掲げる事項（同条第一項第一号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。

- 2 第十五条第一項の変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号

及び第二号に掲げる事項（同項第一号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。

- 3 第二十五条第一項の承継の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項（同項第一号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。

（周辺地域の住民への周知）

第十一条 申請予定者は、当該許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、埋立て等区域の周辺地域の住民に対し、次条第一項又は第二項の申請書（以下この項において「申請書」という。）の内容を周知させるための説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催するものとする。ただし、申請予定者は、その責めに帰することができない事由により説明会を開催することができない場合には、規則で定めるところにより、申請書の内容を埋立て等区域の周辺地域の住民に周知させるため当該申請書の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 説明会に係る許可申請の内容について、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止又は生活環境の保全の見地から意見を有する周辺地域の住民は、当該説明会の開催の日から許可申請の日までの間に、当該申請予定者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

- 3 申請予定者は、第一項の規定による説明会の開催の状況、前項の規定により提出された意見書の概要及びその意見への対応状況その他規則で定める事項を記載した書面を作成しなければならない。

- 4 前三項の規定は、第十五条第一項の変更許可の申請をしようとする者について準用する。

（許可の申請の手続）

第十二条 第九条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名、住所及び生年月日（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）
- 二 土砂等の埋立て等の目的
- 三 埋立て等区域の位置及び規模
- 四 土砂等の埋立て等の施工を管理する事務所（以下「管理事務所」という。）の所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名
- 五 土砂等の埋立て等に供する施設の設置に関する計画
- 六 埋立て等に使用される土砂等の量
- 七 土砂等の埋立て等の期間
- 八 土砂等の埋立て等において、その土砂等の堆積量が最大となるとき（第十四条において「最大堆積時」という。）及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状
- 九 埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画
- 十 埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために講ずる措置

十一 土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置

十二 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、埋立て等区域外への搬出を目的として土砂等の埋立て等が行われるものについて、第九条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 前項第一号から第五号まで及び第九号から第十一号までに掲げる事項

二 年間の埋立て等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量

三 土砂等の埋立て等の期間

四 埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前二項の申請書には、第十条第一項の同意を得たことを証する書面、前条第二項の意見書、同条第三項の書面、埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

4 第九条の許可を受けようとする者は、第一項第七号又は第二項第三号に掲げる期間について、三年を超えて申請することができない。

(市町長の意見の聴取)

第十三条 知事は、第九条の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨を当該事業の実施に関し、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上関係のある市町の長に通知し、期間を指定して、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止及び生活環境の保全の見地からの当該市町の長の意見を聴かなければならない。

(許可の基準等)

第十四条 知事は、第九条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 申請者が、次のイからリまでのいずれにも該当しないこと。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 第二十六条又は第二十七条第一項の規定に基づく処分（許可の取消しの処分を除く。）を受けた日から五年を経過しない者（当該処分による義務を履行した者を除く。）

ハ 第二十七条第一項（同項第三号及び第四号に係る部分を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る三重県行政手続条例（平成八年三重県条例第一号）第十五条第一項の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

- ニ この条例、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他規則で定める法令若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十一条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ホ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員
- ヘ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからへまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 個人で規則で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- 二 申請者が、当該申請に係る土砂等の埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに足りる資力を有しないことが明らかな者でないこと。
- 三 第十条第一項の同意を得ていること。
- 四 管理事務所の所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名が明らかであること。
- 五 土砂等の埋立て等が施工されている間、当該申請に係る埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上必要な措置が講じられていること。
- 六 土砂等の埋立て等において、最大堆積時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状（当該申請が第十二条第二項の規定によるものである場合にあつては、埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状）並びに土砂等の埋立て等に供する施設の計画が、当該申請に係る埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める形状及び構造上の基準に適合するものであること。
- 七 当該申請に係る埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために必要な措置が講じられていること。
- 八 地形、地質又は周囲の状況に応じて、生活環境の保全上必要な措置が講じられていること。
- 2 第九条の許可の申請が、法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分を要する行為に係るものであつて、当該行為について、当該法令又は条例により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上必要な措置が講じられているものとして規則で定めるものである場合には、前項第五号及び第六号の規定は、適用しない。



- 3 第九条の許可には、有効期間その他の土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(変更の許可等)

第十五条 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る第十二条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、知事の許可(以下この条及び次条において「変更許可」という。)を受けなければならない。

- 2 変更許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名、住所及び生年月日(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地)

二 変更の内容及びその理由

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 3 前項の申請書には、第十条第二項の同意を得たことを証する書面、第十一条第四項において準用する同条第二項の意見書及び同条第三項の書面、変更に係る埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

- 4 前条の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第一項第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

- 5 第九条の許可を受けた者は、第一項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を書面で知事に届け出なければならない。

(土地の所有者への通知)

第十六条 第九条の許可を受けた者は、当該許可を受けた日後遅滞なく、第十条第一項の同意をした土地の所有者に、当該許可に係る申請が、第十二条第一項の規定によるものである場合にあつては当該許可に係る同項第一号から第十一号までに掲げる事項(同項第一号の生年月日を除く。)を、同条第二項の規定によるものである場合にあつては当該許可に係る同項第一号から第四号までに掲げる事項(同項第一号の生年月日を除く。)を書面で通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、第九条の許可を受けた者は、当該許可に第十四条第三項の規定により条件が付された場合にあつては、当該許可を受けた日後遅滞なく、前項に規定する事項のほか、当該条件の内容を第十条第一項の同意をした土地の所有者に通知しなければならない。

- 3 変更許可を受けた者は、当該変更許可を受けた日後遅滞なく、第十条第二項の同意をした土地の所有者に、当該変更許可に係る前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項(同項第一号の生年月日を除く。)並びに当該変更許可に前条第四項において準用する第十四条第三項の規定により条件が付された場合にあつては当該条件の内容を、書面で通知しなければならない。

- 4 第九条の許可を受けた者は、前条第一項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、当該変更に係る埋立て等区域内の土地の所有者にその旨を通知しなければならない。

(土砂等の埋立て等の着手の届出)

第十七条 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手したとき

は、着手した日から起算して十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(土砂等の搬入の報告)

第十八条 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該土砂等の発生場所及び汚染のおそれがないことを確認しなければならない。

2 第九条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、前項の規定により確認した結果を知事に報告しなければならない。

(土砂等管理台帳の作成)

第十九条 第九条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等に使用した土砂等の量その他の規則で定める事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。

(土砂等の埋立て等に使用した土砂等の量の報告)

第二十条 第九条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手した日から、定期的に、前条の土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る埋立て等に使用した土砂等の量（当該許可の申請が第十二条第二項の規定によるものである場合にあつては、土砂等の搬入の量及び搬出の量）を知事に報告しなければならない。

(水質調査等)

第二十一条 第九条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂等の埋立て等を施工している間、定期的に、当該許可に係る埋立て等区域外への排水の水質調査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質調査を行うことができないと知事が認めるときは、この限りでない。

2 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域外への排水の水質調査及び埋立て等区域内の土壌の汚染状況を調査し、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質調査を行うことができないと知事が認めるときは、この限りでない。

3 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域外への排水が規則で定める水質の基準（第二十六条第五項において「水質基準」という。）に適合していないこと、又は当該許可に係る土砂等が土砂基準に適合していないことを確認したときは、直ちにその旨を知事に報告するとともに、その原因の調査その他当該土砂等の埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければならない。

(標識の掲示等)

第二十二条 第九条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域であつて公衆の見やすい場所に、当該許可に係る土砂等の埋立て等が施工されている間、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域について、その境界を明ら

かにするため、境界標を設けなければならない。

(関係書類の閲覧等)

第二十三条 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等が施工されている間、当該許可に係る埋立て等に関してこの条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第十九条の土砂等管理台帳を管理事務所に備え置き、当該許可に係る埋立て等に関し土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の防止上又は生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

2 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等について、次条第二項の規定による通知(完了及び廃止に係るものに限る。)を受けた日又は当該許可の取消しの日のいずれか早い日から五年を経過する日まで、この条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第十九条の土砂等管理台帳を保存しなければならない。

3 知事は、第九条の許可の申請があつたときは、遅滞なく、次条第一項の規定による届出(完了及び廃止に係るものに限る。)があつた日までの間、この条例の規定により提出された書類を一般の閲覧に供しなければならない。

(土砂等の埋立て等の完了等の届出等)

第二十四条 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等を完了し、廃止し、若しくは休止し、又は休止した土砂等の埋立て等を再開したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、当該土砂等の埋立て等の休止をした場合であつて、当該休止の期間が二月未満であるときは、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による届出(休止した土砂等の埋立て等を再開した場合の届出を除く。)があつたときは、遅滞なく、当該届出に係る土砂等の埋立て等が第十四条第一項第五号から第八号まで並びに同条第二項及び第三項(第十五条第四項の規定により準用する場合を含む。)の規定に係る許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、当該通知に係る必要な措置を講じなければならない。

(地位の承継)

第二十五条 第九条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人又は同条の許可を受けた者から当該許可に係る埋立て等区域の土地の所有権その他当該許可に係る土砂等の埋立て等を行う権原を取得した者は、知事の承認を受けて、当該許可を受けた者が有していた同条の許可に基づく地位を承継することができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名、住所及び生年月日(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地)

二 第九条の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 3 前項の申請書には、第十条第三項の同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。
- 4 第十四条第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定は、第一項の承認について準用する。この場合において、同条第一項第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第三項」と読み替えるものとする。
- 5 相続人が被相続人の死亡後九十日以内に第一項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日まで、被相続人に対してした第九条の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。  
（命令）

第二十六条 知事は、埋立て等を使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該土砂等の埋立て等について第九条の許可を受けた者に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。

- 2 知事は、第九条又は第十五条第一項の規定に違反して許可を受けないで土砂等の埋立て等を行った者に対し、相当の期限を定めて、当該埋立て等を使用された土砂等の全部又は一部を撤去するとともに、必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。
- 3 知事は、第二十四条第三項又は次条第二項に規定する者が、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じないときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 4 知事は、第九条の許可に係る土砂等の埋立て等が、第十四条第一項第五号、第六号又は第八号に適合しないと認めるときは、当該許可を受けた者（前項の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。
- 5 知事は、第九条の許可に係る埋立て等区域外への排水が水質基準に適合しないことを確認したときは、当該許可を受けた者に対し、その原因の調査その他当該許可に係る土砂等の埋立て等により生じ、又は生じるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。

（許可の取消し等）

第二十七条 知事は、第九条の許可を受けた者が次の各号（第九号を除く。）のいずれかに該当するときは当該許可を取り消し、又は次の各号（第一号、第五号から第七号まで及び第十号を除く。）のいずれかに該当するときは相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。

- 一 第八条第二項又は第三項の規定による命令に違反したとき。
- 二 偽りその他不正の手段により第九条の許可、第十五条第一項の変更許可又は第二十五条第一項の承認を受けたとき。
- 三 正当な理由なく、第九条の許可を受けた日から起算して一年を経過した日までに当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手しないとき。
- 四 第九条の許可に基づき土砂等の埋立て等に着手した後、正当な理由なく、一年以上

引き続き当該許可に係る土砂等の埋立て等を行わないとき。

五 第十四条第一項第一号イ、ニ、ホ又はへに該当するに至ったとき。

六 第十四条第一項第一号トからリまで（同号イ、ニ、ホ又はへに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。

七 第十五条第一項の変更許可を受けなければならない事項を同項の変更許可を受けないうで変更したとき。

八 第十四条第三項（第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。

九 第十八条から第二十二條までの規定に違反したとき。

十 前条及びこの項の規定による命令に違反したとき。

- 2 前項の規定により第九条の許可の取消しを受けた者は、当該取消しに係る土砂等の埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じなければならない。

#### 第五章 土地の所有者の義務

（土砂等の埋立て等に係る土地の所有者の義務）

第二十八条 第十条の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂等の埋立て等が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、その施工の状況を確認しなければならない。

- 2 第十条の同意をした土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、第九条の許可又は第十五条第一項の変更許可の内容（第十条の同意をした場合におけるものに限る。次条第一項第一号において同じ。）と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該埋立て等を行う者に対し当該埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

（土砂等の埋立て等に係る土地の所有者に対する勧告及び命令）

第二十九条 知事は、第二十六条（第二項を除く。）の規定による命令（土砂等の埋立て等の停止の命令を除く。）をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂等の埋立て等について第十条の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。

一 前条第一項の規定による確認（当該確認を行うべき時期において、第九条の許可又は第十五条第一項の変更許可の内容と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていた場合のものに限る。）を怠った者

二 前条第二項の規定による報告を怠った者

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であつて、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

#### 第六章 土砂等搬入禁止区域

（土砂等搬入禁止区域の指定）

第三十条 知事は、埋立て等区域（三千平方メートル未満のものを除く。）及びその周辺の

区域において土砂等の埋立て等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であつて、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該埋立て等区域及びその周辺の区域を、六月を超えない範囲で期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域（以下「土砂等搬入禁止区域」という。）として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。
- 3 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示をもつて効力を生ずる。
- 4 知事は、第一項の規定による土砂等搬入禁止区域の指定の期間が満了する時点において、いまだ指定の事由がなくなつていないと認めるときは、当該指定に係る区域について、当該指定に係る区域を管轄する市町長から意見を聴取した上で、再度同項の規定により土砂等搬入禁止区域として指定することができる。
- 5 知事は、第一項の規定による指定の準備をするため必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、他人の占有する土地に立ち入らせ、測量又は調査を行わせることができる。
- 6 知事は、第一項の規定による指定をしたときは、その職員に、他人の占有する土地に立ち入らせ、土砂等搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。
- 7 前二項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（土砂等の搬入の禁止）

第三十一条 何人も、土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入してはならない。

（土砂等搬入禁止区域の解除）

第三十二条 知事は、土砂等搬入禁止区域の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該土砂等搬入禁止区域の指定を解除するものとする。

- 2 第三十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

## 第七章 雑則

（報告の徴収及び立入等）

第三十三条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等の埋立て等についてあつせんを行う者、埋立て等が行われる土砂等を販売、排出、製造、処理、運搬若しくは保管する者又は土砂等の埋立てが行われる土地の所有者に対し、土砂等の発生、製造、保管、埋立てその他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等の埋立て等についてあつせんを行う者、埋立て等が行われる土砂等を販売、排出、製造、処理、運搬若しくは保管する者又は土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者の事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土砂等若しくは排水を無償で収去させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

- 4 第二項の規定による立入検査、収去及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第三十四条 知事は、第二十六条又は第二十七条第一項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

(許可等に関する意見聴取等)

第三十五条 知事は、第九条の許可若しくは第十五条第一項の変更許可又は第二十五条第一項の承認をしようとするときは、第十四条第一項第一号ホからりまでのいずれかに該当する事由(同号トからりまでのいずれかに該当する事由にあつては、同号ホ又はへに係るものに限る。次項において同じ。)の有無について、警察本部長の意見を聴くものとする。

- 2 知事は、第二十七条第一項の規定による処分をしようとするときは、第十四条第一項第一号ホからりまでのいずれかに該当する事由の有無について、警察本部長の意見を聴くことができる。

- 3 知事は、前二項に規定するもののほか、この条例の規定に基づき事務に関し、関係行政機関又は関係市町に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(市町の条例との調整)

第三十六条 土砂等の適正な処理に関して、この条例と同等以上の効果が得られるものとして知事が認める内容を有する条例を制定している市町であつて規則で定めるところにより指定するものの区域については、この条例の規定は、適用しない。

(手数料)

第三十七条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に掲げる手数料を納付しなければならない。

- 一 第九条の許可を受けようとする者 許可申請手数料 一件につき 六万八千円  
二 第十五条第一項の変更許可を受けようとする者 変更許可申請手数料 一件につき 四万二千元  
三 第二十五条第一項の承認を受けようとする者 承継承認申請手数料 一件につき 四万二千元

(規則への委任)

第三十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第八章 罰則

(罰則)

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者  
二 第九条、第十五条第一項又は第二十五条第一項の規定に違反して、第九条の許可、

第十五条第一項の変更許可、又は第二十五条第一項の承認を受けずに土砂等の埋立て等を行った者

三 偽りその他不正の手段により、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可又は第二十五条第一項の承認を受けた者

四 第二十六条第一項から第四項までの規定による命令に違反した者

第四十条 第二十六条第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十九条第二項の規定による命令に違反した者

二 第三十一条の規定に違反して土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入した者

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十九条の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳を作成せず、又は同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

三 第二十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十一条第一項の規定に違反して、同項の水質調査を行わず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

五 第二十一条第二項の規定に違反して、同項の水質調査又は土壌の汚染状況の調査を行わず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

六 第二十一条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第二十二条第一項の規定に違反して、同項の標識を掲示しなかった者

八 第二十二条第二項の規定に違反して、同項の境界標を設けなかった者

九 第三十三条第一項の報告をせず、又は同項の報告について虚偽の報告をした者

十 第三十三条第二項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十三条第二項の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳又は書類の写しを保存しなかった者

(両罰規定)

第四十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に土砂等の埋立て等を行っている者については、この条例の公



布の日から起算して一年を経過する日までの間は、第九条の規定は、適用しない。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

- 3 この条例の施行の際現に法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分で規則で定めるもの（以下この項において「許可等」という。）を受けている者が行う当該許可等に係る土砂等の埋立て等については、当該許可等に係る期間が満了する日までの間は、第四章の規定は、適用しない。

三重県流域下水道条例をここに公布します。

令和元年十二月二十三日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二十七号

三重県流域下水道条例

三重県流域下水道条例（昭和六十二年三重県条例第二十八号）の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 地方公営企業（第二条―第八条）
- 第三章 構造の基準等（第九条・第十条）
- 第四章 指定管理者による管理（第十一条―第三十一条）
- 第五章 雑則（第三十二条・第三十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）の規定に基づき、三重県流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）の設置及びその経営の基本に関する事項を定めるとともに、流域下水道等の管理について必要な事項を定めるものとする。

第二章 地方公営企業

（流域下水道事業の設置）

第二条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、流域下水道事業を設置する。

（法の財務規定等の適用）

第三条 法第二条第三項及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第一条第二項の規定により、流域下水道事業に法第二条第二項に規定する財務規定等を適用する。

（経営の基本）

第四条 流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 流域下水道事業が処理する流域下水道（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第一条第四号に規定する流域下水道をいう。以下同じ。）の名称、処理区及び処理する区域の存する市町は、次のとおりとする。

名 称	処 理 区	処理する区域の存する市町
北勢沿岸流域下水道	北部処理区	四日市市、桑名市、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町及び川越町
	南部処理区	四日市市、鈴鹿市及び亀山市
中勢沿岸流域下水道	志登茂川処理区	津市

	雲出川左岸処理区	津市
	松阪処理区	津市、松阪市及び多気町
宮川流域下水道	宮川処理区	伊勢市、明和町及び玉城町

3 流域下水道に関する普及啓発を目的として付置する、北部処理区スポーツ広場、松阪処理区高須町公園及び宮川処理区スポーツ広場（以下「公園等」という。）の位置及び施設は、次のとおりとする。

名 称	位 置	施 設
北部処理区スポーツ 広場	三重郡川越町大字亀 崎新田	テニスコート ゲートボール場
松阪処理区高須町公 園	松阪市高須町	テニスコート サッカーグラウンド セ せらぎ公園 多目的広場 オートキャン プ場
宮川処理区スポーツ 広場	伊勢市大湊町	テニスコート 多目的広場

（重要な資産の取得及び処分）

第五条 法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が七千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、一件二万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する職員の賠償責任の免除）

第六条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。）第二百四十三条の二の二第八項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が五十万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第七条 流域下水道事業の業務に関し、法第四十条第二項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が七千万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が百万円以上のもの（自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。）の事故による損害賠償の額の決定については、当該決定に係る金額が一件につき自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第二条第一項第一号イに掲げる金額を超えるもの）とする。

（業務状況説明書類の作成）

第八条 知事は、流域下水道事業に関し、法第四十条の二第一項の規定に基づき、毎事業年度四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十一月三十日までに、十月一日から三月三十一日までの業務の状況を説明する書類を五月三十一日までに作成

しなければならない。

- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、十一月三十日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、五月三十一日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

一 事業の概況

二 経理の状況

三 前二号に掲げるもののほか流域下水道事業の経営状況を明らかにするため知事が必要と認める事項

- 3 天災その他やむを得ない事故により、第一項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、知事は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

### 第三章 構造の基準等

#### (流域下水道の構造の基準)

第九条 排水施設（これを補完する施設を含む。次項において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第三項において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

一 堅固で耐久力を有する構造とすること。

二 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。

三 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。

四 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。

五 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良その他の規則で定める措置が講じられていること。

- 2 排水施設の構造の基準は、前項に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 排水管の内径及び排水渠<sup>註</sup>の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

二 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。

三 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。

四 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

五 ます又はマンホールには、密閉することができる蓋を設けること。

- 3 処理施設（終末処理場であるものに限る。第二号において同じ。）の構造の基準は、

第一項に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。
  - 二 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。次条第六号において同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講じられていること。
  - 4 前三項の規定は、次に掲げる流域下水道については、適用しない。
    - 一 工事を施行するために仮に設けられる流域下水道
    - 二 非常災害のために必要な応急措置として設けられる流域下水道
- （終末処理場の維持管理）

第十条 終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- 二 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- 三 急速濾過法による場合は、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- 四 前二号に定めるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じること。
- 五 臭気、蚊、はえ等の発生を防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- 六 前号に定めるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講じること。

#### 第四章 指定管理者による管理

（指定管理者による管理）

第十一条 流域下水道の管理は、自治法第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

- 2 議会の議員、知事、副知事並びに自治法第八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員は、主として流域下水道の管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この項において「役員等」という。）たることができず、ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第十二条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 流域下水道の機械施設及び電気施設の操作に関する業務
- 二 流域下水道の施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- 三 前二号に掲げる業務のほか、知事が流域下水道の管理上必要と認める業務

## (指定管理者の指定の申請)

第十二条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、知事が別に定めるところにより、知事に申請しなければならない。

- 一 流域下水道の管理に関する事業計画書
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして別に定める書類

## (指定管理者の指定)

第十四条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

- 一 事業計画の内容が、流域下水道の適切な管理を図ることができるものであること。
  - 二 事業計画の内容が、流域下水道の効用を最大限に発揮することができるものであること。
  - 三 事業計画の内容が、流域下水道の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
  - 四 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。
- 2 知事は、前項の規定により審査した結果、流域下水道を最も効果的に管理することができるものと認めたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

## (選定委員会)

第十五条 知事は、前条第一項の規定による審査を適正に行うため、知事の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。
- 一 審査基準及び配点表の作成に関する事項
  - 二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項
  - 三 その他指定管理者の選定を行うに当たって必要な事項
- 3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満としないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 委員は、流域下水道の管理に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## (指定等の告示)

第十六条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- 一 第十四条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。
- 二 自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

## (協定の締結)

第十七条 知事は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- 一 流域下水道の管理に関する事項
- 二 次条に規定する事業報告書に関する事項
- 三 自治法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- 四 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- 五 県が支払うべき管理費用に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項  
(事業報告書の作成及び提出)

第十八条 指定管理者は、毎年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して一月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

- 一 流域下水道の管理の業務の実施状況
- 二 流域下水道の管理の業務に係る経費の収支状況
- 三 前二号に掲げるもののほか、流域下水道の管理の業務の実態を把握するために必要な事項  
(業務状況の聴取等)

第十九条 知事は、流域下水道の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。  
(知事による管理)

第二十条 知事は、自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。  
(使用期間及び休業日)

第二十一条 公園等の使用期間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、知事は特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- 一 使用期間 通年
- 二 休業日 毎週水曜日及び十二月二十八日から翌年の一月四日までの間(松阪処理区高須町公園に限る。)  
(使用の許可)

第二十二条 北部処理区スポーツ広場の施設及び松阪処理区高須町公園の施設(せせらぎ公園を除く。)を使用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 知事は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。
  - 一 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

- 二 公園等の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
  - 三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。第二十五条第一項第四号において同じ。）の利益になると認められるとき。
  - 四 前三号に掲げる場合のほか、公園等の管理上支障があると認められるとき。
- 3 知事は、公園等の管理上必要があると認めるときは、第一項の許可に条件を付けることができる。
- （使用権の譲渡及び転貸の禁止）
- 第二十三条 前条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、公園等の施設を使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。
- （使用者等に対する指示）
- 第二十四条 知事は、公園等の管理上必要があるときは、使用者その他の関係者（次条及び第三十条において「使用者等」という。）に対し必要な指示をすることができる。
- （使用の制限等）
- 第二十五条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じることができる。
- 一 使用者が許可を受けた使用の目的に違反したとき。
  - 二 使用者等がこの条例又は知事の指示した事項に違反したとき。
  - 三 使用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
  - 四 暴力団の利益になると認められるとき。
  - 五 天災その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
  - 六 公益上必要があると認められるとき。
  - 七 前各号に掲げる場合のほか、公園等の管理上特に必要があると認められるとき。
- 2 使用者等は、その使用が終了したとき、又は前項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命じられたときは、その使用した公園等の施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。
- （使用料の納付）
- 第二十六条 使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。
- （使用料の減免）
- 第二十七条 知事は、公益上必要があると認められるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
- （使用料の返還）
- 第二十八条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、使用者の責めに帰さない事由により公園等の施設を使用できないときは、知事は、使用料の全部又は一部を返還することができる。
- （原状回復義務）
- 第二十九条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は自治法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなった流域下水道の施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限



りでない。

(損害賠償義務)

第三十条 指定管理者又は使用者等は、故意又は過失により流域下水道又は公園等の施設等を損傷し、若しくは滅失し、又は施設等の機能に障害を与えたときは、それによつて生じた損害を県に賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第三十一条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であつた者は、流域下水道の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第五章 雑則

(他の条例との関係)

第三十二条 この条例に定めるもののほか、三重県公債権の徴収に関する条例(昭和三十九年三重県条例第十三号)に定める事項については、その定めるところによる。

(委任)

第三十三条 この条例に定めるもののほか、流域下水道及び公園等の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の三重県流域下水道条例(次項において「旧条例」という。)第四条第一項の規定により指定されている指定管理者については、この条例による改正後の三重県流域下水道条例(次項において「新条例」という。)第十一条第一項の規定により指定されている指定管理者とみなす。

3 この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた許可、指示、申請その他の処分又は手続でこの条例の施行の際現にその効力を有するものは、新条例の相当規定によりなされた許可、指示、申請その他の処分又は手続とみなす。

(三重県特別会計条例の一部改正)

4 三重県特別会計条例(昭和三十九年三重県条例第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一(第一条関係)		別表第一(第一条関係)	
名称	設置目的	名称	設置目的
(略)	(略)	(略)	(略)
三重県港湾整備事業特別会計	(略)	三重県港湾整備事業特別会計	(略)
		三重県流域下水道事業	下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)に基づく流

別表第二（第二十条関係）

名 称	歳入とする 収入	歳出とする 経費
(略)	(略)	(略)
三重県港湾 整備事業特 別会計	(略)	(略)

別表第二（第二十条関係）

名 称	歳入とする 収入	歳出とする 経費
(略)	(略)	(略)
三重県港湾 整備事業特 別会計	(略)	(略)
三重県流域 下水道事業 特別会計	1 分担金 及び負担 金 2 国庫支 出金 3 財産収 入 4 一般会 計からの 繰入金 5 繰越金 6 借入金 7 付属諸 収入	1 流域下 水道事業 の実施に 要する人 件費、事業 費及び維 持管理費 2 借入金 の償還金 及び利子 3 その他 の諸支出

特別会計 域下水道事業の円滑な運営  
とその経理の適正を図る。

別表（第二十六条関係）

松阪処理区高須町公園のオートキャンプ場

区 分	単 位	金額（円）	内 容	
入 場 料	1 2に掲げる者を除き 一人一日につき	四〇〇	日帰りの場合 に限る。	
	2 小学生（これに準ず る者を含む。）以下の 者一人一日につき	二〇〇		
施設使用料	バンガロー	一棟一泊につき	六、三〇〇	
	オートサイト	一区画一泊につき	五、三〇〇	
	フリーサイト	一区画一泊につき	二、七〇〇	
	管理棟和室	半日につき	一、一〇〇	会議用
	バーベキュー サイト	一区画一回につき	一、一〇〇	

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年十二月二十三日

三重県知事 鈴木英敬

**三重県条例第二十八号**

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十二年三重県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第二（第四条関係）	別表第二（第四条関係）
一 地方税法及び三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号）に基づく県税（地方税法第四十八条第一項又は第二項の規定により徴収する個人の市町民税、三重県産業廃棄物税条例（平成十三年三重県条例第五十一号）第三条の規定により賦課徴収する産業廃棄物税、 <u>特別法</u> 人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）第八条の規定により賦課徴収する特別法人事業税及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第十条の規定により賦課徴収する地方法人特別税を含む。）の賦課又は徴収（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務であつて規則で定めるもの	一 地方税法及び三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号）に基づく県税（地方税法第四十八条第一項又は第二項の規定により徴収する個人の市町民税、三重県産業廃棄物税条例（平成十三年三重県条例第五十一号）第三条の規定により賦課徴収する産業廃棄物税及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第十条の規定により賦課徴収する地方法人特別税を含む。）の賦課又は徴収（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務であつて規則で定めるもの
二 地方税法に基づく県税の犯則事件（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第十七条の規定により法人の	二 地方税法に基づく県税の犯則事件（地方法人特別税等に関する暫定措置法第十九条の規定により法人の事業税に関する

<p>事業税に関する犯則事件とみなされる特 別法人事業税に関する犯則事件及び地方 税法等の一部を改正する等の法律附則第 三十一条第二項の規定によりなおその効 力を有するものとされた同法第九条の規 定による廃止前の地方法人特別税等に関 する暫定措置法第十九条の規定により法 人の事業税に関する犯則事件とみなされ る地方法人特別税に関する犯則事件を含 む。)の調査に関する事務であつて規則で 定めるもの</p> <p>三〇十一 (略)</p>	<p>犯則事件とみなされる地方法人特別税に 関する犯則事件を含む。)の調査に関する 事務であつて規則で定めるもの</p> <p>三〇十一 (略)</p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年十二月二十三日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二十九号

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

三重県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二（第二条関係）		別表第二（第二条関係）	
一〇二の七（略）	（略）	一〇二の七（略）	（略）
二の八 介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下この項において「法」という。） 、三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十四号。以下この項において「指定居宅サービス等基準条例」という。） 、三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十八号。以下この項において「指定介護予防サービス等基準条例」という。） 及び法の施行のための規則に基づく次に掲げる事務（法第八条第九項に規定する短期入所生活介護（法第八条第二十二項に規定	松阪市、名張市、度会町及び南伊勢町	二の八 介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下この項において「法」という。） 、三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十四号。以下この項において「指定居宅サービス等基準条例」という。） 、三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十八号。以下この項において「指定介護予防サービス等基準条例」という。） 及び法の施行のための規則に基づく次に掲げる事務（法第八条第九項に規定する短期入所生活介護（法	松阪市、度会町及び南伊勢町

する地域密着型介護老人福祉施設(以下この項において「地域密着型介護老人福祉施設」という。)において、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して行うもの又は地域密着型介護老人福祉施設に併設される短期入所生活介護の事業を行う事業所において、当該地域密着型介護老人福祉施設と一体的に運営が行われるものに限る。)に関するもの及び法第八条の二第七項に規定する介護予防短期入所生活介護(地域密着型介護老人福祉施設において、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して行うもの又は地域密着型介護老人福祉施設に併設される介護予防短期入所生活介護の事業を行う事業所において、当該地域密着型介護老人福祉施設と一体的に運営が行われるものに限る。)に関するものに限る。)

イ 法第二十四条第一項の規定による報告若しくは記録、帳簿書類その他の物件の提示の命令又は質問

ロ 法第二十四条第二項の規定による報告の命令又は質問

ハ 法第七十条第一項に

する地域密着型介護老人福祉施設(以下この項において「地域密着型介護老人福祉施設」という。)において、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して行うもの又は地域密着型介護老人福祉施設に併設される短期入所生活介護の事業を行う事業所において、当該地域密着型介護老人福祉施設と一体的に運営が行われるものに限る。)に関するもの及び法第八条の二第七項に規定する介護予防短期入所生活介護(地域密着型介護老人福祉施設において、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して行うもの又は地域密着型介護老人福祉施設に併設される介護予防短期入所生活介護の事業を行う事業所において、当該地域密着型介護老人福祉施設と一体的に運営が行われるものに限る。)に関するものに限る。)

イ 法第二十四条第一項の規定による報告若しくは記録、帳簿書類その他の物件の提示の命令又は質問

ロ 法第二十四条第二項の規定による報告の命令又は質問

ハ 法第七十条第一項に

規定する指定居宅サービス事業者の指定
ニ 法第七十条の二第一項（法第一百五十五条の十一において準用する場合を含む。）に規定する指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定の更新
ホ 法第七十五条第一項の規定による変更又は再開の届出の受理
ヘ 法第七十五条第二項の規定による廃止又は休止の届出の受理
ト 法第七十六条の二第一項の規定による指定居宅サービス事業者に対する勧告
チ 法第七十六条の二第二項の規定による勧告に従わなかった旨の公表
リ 法第七十六条の二第三項の規定による指定居宅サービス事業者に対する措置命令
ヌ 法第七十六条の二第四項の規定による措置命令をした旨の公示
ル 法第七十七条第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止
ヲ 法第七十八条の規定による指定居宅サービス事業者の指定等の公

規定する指定居宅サービス事業者の指定
ニ 法第七十条の二第一項（法第一百五十五条の十一において準用する場合を含む。）に規定する指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定の更新
ホ 法第七十五条第一項の規定による変更又は再開の届出の受理
ヘ 法第七十五条第二項の規定による廃止又は休止の届出の受理
ト 法第七十六条の二第一項の規定による指定居宅サービス事業者に対する勧告
チ 法第七十六条の二第二項の規定による勧告に従わなかった旨の公表
リ 法第七十六条の二第三項の規定による指定居宅サービス事業者に対する措置命令
ヌ 法第七十六条の二第四項の規定による措置命令をした旨の公示
ル 法第七十七条第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止
ヲ 法第七十八条の規定による指定居宅サービス事業者の指定等の公

示
ワ 法第百十五條の二第一項に規定する指定介護予防サービス事業者の指定
カ 法第百十五條の五第一項の規定による変更又は再開の届出の受理
ヨ 法第百十五條の五第二項の規定による廃止又は休止の届出の受理
タ 法第百十五條の八第一項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する勧告
レ 法第百十五條の八第二項の規定による勧告に従わなかつた旨の公表
ソ 法第百十五條の八第三項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する措置命令
ヅ 法第百十五條の八第四項の規定による措置命令をした旨の公示
ネ 法第百十五條の九第一項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止
ナ 法第百十五條の十の規定による指定介護予防サービス事業者の指定等の公示
フ 法第百十五條の三十五第六項の規定による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サ

示
ワ 法第百十五條の二第一項に規定する指定介護予防サービス事業者の指定
カ 法第百十五條の五第一項の規定による変更又は再開の届出の受理
ヨ 法第百十五條の五第二項の規定による廃止又は休止の届出の受理
タ 法第百十五條の八第一項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する勧告
レ 法第百十五條の八第二項の規定による勧告に従わなかつた旨の公表
ソ 法第百十五條の八第三項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する措置命令
ヅ 法第百十五條の八第四項の規定による措置命令をした旨の公示
ネ 法第百十五條の九第一項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止
ナ 法第百十五條の十の規定による指定介護予防サービス事業者の指定等の公示
フ 法第百十五條の三十五第六項の規定による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サ



<p>サービス事業者の指定の 取消し又は指定の効力 の停止</p> <p>ム 指定居宅サービス等 基準条例第百三十九条 第二項又は第百五十四 条第二項の規定による 耐火建築物又は準耐火 建築物とすることを要 しない認定</p> <p>ウ 指定介護予防サービ ス等基準条例第百二十 条第二項又は第百三十 六条第二項の規定によ る耐火建築物又は準耐 火建築物とすることを 要しない認定</p>	<p>(略)</p>	<p>サービス事業者の指定の 取消し又は指定の効力 の停止</p> <p>ム 指定居宅サービス等 基準条例第百三十九条 第二項又は第百五十四 条第二項の規定による 耐火建築物又は準耐火 建築物とすることを要 しない認定</p> <p>ウ 指定介護予防サービ ス等基準条例第百二十 条第二項又は第百三十 六条第二項の規定によ る耐火建築物又は準耐 火建築物とすることを 要しない認定</p>	<p>(略)</p>
<p>三〇三六六 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>三〇三六六 (略)</p>	<p>(略)</p>

附 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の別表第二第二号の八の項に掲げる事務に係る法令若しくは条例（以下この項において「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後において名張市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、名張市長がした処分その他の行為又は名張市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年十二月二十三日

三重県知事 鈴木英敬

**三重県条例第三十号**

三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の一部を改正する条例

三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成二十六年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（遅延損害金）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 前項の遅延損害金の額は、同項の私債権の履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、当該私債権の金額に当該履行期限の翌日における民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百四条第一項の法定利率の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。ただし、損害の賠償又は違約金について債務者と特約をしたときはこの限りでない（次項から第五項までにおいて同じ。）。</p> <p>3～6（略）</p>	<p>（遅延損害金）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 前項の遅延損害金の額は、同項の私債権の履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、当該私債権の金額に年五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。ただし、損害の賠償又は違約金について債務者と特約をしたときはこの限りでない（次項から第五項までにおいて同じ。）。</p> <p>3～6（略）</p>

**附 則**

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の第七条第二項に規定する履行期限が到来した場合における遅延損害金に係る利率について適用し、同日前に同項に規定する履行期限が到来した場合における遅延損害金に係る利率については、なお従前の例による。

三重県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年十二月二十三日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十一号

三重県手数料条例の一部を改正する条例

三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第一（第二条関係）				別表第一（第二条関係）			
項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額	項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
八 三 五 二 の 百	(略)	(略)	(略)	八 三 五 二 の 百	(略)	(略)	(略)
三 五 三 の 百	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第四条第三項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許	二級建築士又は木造建築士免許手数料	二万四千四百円	三 五 三 の 百	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第四条第二項又は第三項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許	二級建築士又は木造建築士免許手数料	一万九千二百円
三 三 三 三 三 三 の 百	(略)	(略)	(略)	三 三 三 三 三 三 の 百	(略)	(略)	(略)
三 五 四 の 百	建築士法第十三条の規定に基づく	二級建築士試験又は木造建	一万八千五百円	三 五 四 の 百	建築士法第十三条の規定に基づく	二級建築士試験又は木造建	一万七千九百円

四 六 十	三 五 五 〃 十 百	二級建築士 試験又は木 造建築士試 験の実施	築士試験 手数料	(略)
		(略)	(略)	
備考 (略)				
四 六 十	三 五 五 〃 十 百	二級建築士 試験又は木 造建築士試 験の実施	築士試験 手数料	(略)
		(略)	(略)	
備考 (略)				

附 則

- 1 この条例は、令和二年三月一日から施行する。
- 2 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第四条第三項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者であつて、この条例の施行の日前に知事の行う二級建築士試験に合格したもの（沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百十五号）第百条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者を含む。）又は木造建築士試験に合格したものに対する改正後の別表第一第三百五十三号の項の規定の適用については、同項中「二万四千四百円」とあるのは、「一万九千三百円」とする。

三重県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年十二月二十三日

三重県知事 鈴木英敬

**三重県条例第三十二号**

三重県県税条例の一部を改正する条例

三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>（県民税の法人税割の税率の特例）</p> <p>第十三条 昭和五十一年一月一日から令和七年十二月三十一日までの間に終了する各事業年度分、各連結事業年度分又は各計算期間分の法人税割に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第三十一条の規定にかかわらず、百分の一・八とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（県民税の法人税割の税率の特例）</p> <p>第十三条 昭和五十一年一月一日から令和二年十二月三十一日までの間に終了する各事業年度分、各連結事業年度分又は各計算期間分の法人税割に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第三十一条の規定にかかわらず、百分の一・八とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県立公衆衛生学院条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年十二月二十三日

三重県知事 鈴木英敬

**三重県条例第三十三号**

三重県立公衆衛生学院条例の一部を改正する条例

三重県立公衆衛生学院条例（昭和四十八年三重県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(受験手数料等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定により納付した受験手数料及び入学料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(入学料及び授業料の減免等)</p> <p>第八条 知事は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第八条第一項の規定により授業料等減免対象者として認定した者（次項において「授業料等減免対象者」という。）については、入学料又は授業料を減免するものとする。</p> <p>2 知事は、授業料等減免対象者のほか、経済的理由によつて授業料の納付が困難であると認められる者その他特に必要があると認められる者については、授業料を減免することができる。</p> <p>3 知事は、経済的理由によつて授業料の納付が困難であると認められる者その他特に必要があると認められる者については、授業料の徴収を猶予することができる。</p>	<p style="text-align: center;">(受験手数料等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定により納付した受験手数料及び入学料は、返還しない。</p> <p style="text-align: center;">(授業料の減免等)</p> <p>第八条</p> <p>知事は、経済的理由によつて授業料の納付が困難であると認められる者その他特に必要があると認められる者については、授業料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。</p>

**附 則**

この条例は、大学等における修学の支援に関する法律の施行の日から施行する。

三重県農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年十二月二十三日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十四号

三重県農業大学校条例の一部を改正する条例

三重県農業大学校条例(昭和六十一年三重県条例第五号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(授業料の減免等)</p> <p>第八条 知事は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)第八条第一項の規定により授業料等減免対象者として認定した者(次項において「授業料等減免対象者」という。)については、<u>授業料を減免するものとする。</u></p> <p>2 知事は、<u>授業料等減免対象者のほか、</u>経済的理由により授業料の負担が困難であると認められる者その他特に必要があると認められる者については、<u>授業料を減免することができる。</u></p> <p>3 知事は、<u>経済的理由により授業料の負担が困難であると認められる者その他特に</u>必要があると認められる者については、<u>授業料の徴収を猶予することができる。</u></p>	<p>(授業料の減免等)</p> <p>第八条</p> <p>知事は、<u>経済的理由により授業料の負担が困難であると認められる者その他特に</u>必要があると認められる者については、<u>授業料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。</u></p>

附 則

この条例は、大学等における修学の支援に関する法律の施行の日から施行する。

三重県特定公共賃貸住宅条例及び三重県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年十二月二十三日

三重県知事 鈴木英敬

**三重県条例第三十五号**

三重県特定公共賃貸住宅条例及び三重県営住宅条例の一部を改正する条例

(三重県特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第一条 三重県特定公共賃貸住宅条例（平成八年三重県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(連帯保証人)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 連帯保証人は、入居時における近傍同種の住宅の家賃の額の十八月分に相当する額以下で規則で定める額を、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百六十五条の二第一項の極度額として、その履行をする責任を負う。</p> <p>3 入居者は、連帯保証人が次の各号に掲げる場合に該当する場合は、十四日以内に改めて連帯保証人を立てなければならない。</p> <p>一 死亡した場合</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けた場合</p> <p>三 前項に規定する極度額に至るまで責任を負った場合</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、知事が不相当と認めて連帯保証人の変更を求めた場合</p>	<p>(連帯保証人)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 入居者は、その連帯保証人が死亡し、若しくは破産手続開始の決定を受けたとき、又は知事が不相当と認めてその変更を求めたときは、十四日以内に改めて連帯保証人を立てなければならない。</p>

(三重県営住宅条例の一部改正)

第二条 三重県営住宅条例（平成九年三重県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前



<p>(連帯保証人) 第十一条 (略)</p>	<p>(連帯保証人) 第十一条 (略)</p>
<p>2 連帯保証人は、入居時における近傍同種の住宅の家賃(第十四条第四項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)の額の十八月分に相当する額以下で規則で定める額を、民法(明治二十九年法律第十九号)第四百六十五条の二第一項の極度額として、その履行をする責任を負う。</p>	
<p>3 入居者は、連帯保証人が次の各号に掲げる場合に該当する場合は、十四日以内に改めて連帯保証人を立てなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 死亡した場合</li> <li>二 破産手続開始の決定を受けた場合</li> <li>三 前項に規定する極度額に至るまで責任を負った場合</li> <li>四 前三号に掲げる場合のほか、知事が不相当と認めて連帯保証人の変更を求めた場合</li> </ul>	<p>2 入居者は、その連帯保証人が死亡し、若しくは破産手続開始の決定を受けたとき、又は知事が不相当と認めてその変更を求めたときは、十四日以内に改めて連帯保証人を立てなければならない。</p>
<p>4 (略) (家賃の決定) 第十四条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第三項の規定により認定された収入(同条第四項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第二十七条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第二条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者(次条第二項に規定する入居者は除く。)からの収入の申告がない場合において、第三十三条第一項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p>	<p>3 (略) (家賃の決定) 第十四条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第三項の規定により認定された収入(同条第四項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第二十七条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第四項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第二条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者(次条第二項に規定する入居者は除く。)からの収入の申告がない場合において、第三十三条第一項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p>
<p>2 5 (略)</p>	<p>2 5 (略)</p>

<p>(住宅の明渡し請求)</p> <p>第三十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事は、第一項第一号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に第十六条第二項の規定により定められた納期限の翌日における民法第四百四条第一項の法定利率による支払期後の利息を付けた額の金銭を、請求の日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下で、規則で定める額の損害賠償金を徴収することができる。</p> <p>4 5 6 (略)</p>	<p>(住宅の明渡し請求)</p> <p>第三十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事は、第一項第一号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年五分の割合による支払期後の利息を付けた額の金銭を、請求の日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下で、規則で定める額の損害賠償金を徴収することができる。</p> <p>4 5 6 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の三重県特定公共賃貸住宅条例（以下この項及び次項において「新特公賃条例」という。）及び第二条の規定による改正後の三重県営住宅条例（以下「新県営住宅条例」という。）第十一条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に三重県特定公共賃貸住宅条例第七条第二項及び三重県営住宅条例第八条第三項の規定により入居を決定された者（次項において「入居決定者」という。）の連帯保証人については、新特公賃条例及び新県営住宅条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の規定は、同項の入居決定者が施行日以後に新特公賃条例第十二条第三項又は新県営住宅条例第十一条第三項の規定により改めて連帯保証人を立てた場合については、適用しない。

4 新県営住宅条例第三十九条の規定は、施行日以後に納期限が到来した家賃に係る損害賠償金について適用し、同日前に納期限が到来した家賃に係る損害賠償金については、なお従前の例による。

三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年十二月二十三日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十六号

三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例

三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例（平成四年三重県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第十一条、第十八条関係）			別表（第十一条、第十八条関係）		
一 スポーツガーデンのサッカー・ラグビー場			一 スポーツガーデンのサッカー・ラグビー場		
（一）施設			（一）施設		
区 分	金額（円）		区 分	金額（円）	
	午前九時から午後五時まで	午後五時から午後九時まで		午前九時から午後五時まで	午後五時から午後九時まで
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
第三グラウンド	三、〇六〇	三、〇六〇	第三グラウンド	一、八八〇	一、八八〇
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
備考（略）			備考（略）		
（二）設備（略）			（二）設備（略）		
二〇六（略）			二〇六（略）		

附 則

- この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前において、三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例第三条第一項に規定する指定管理者から同条例第十八条第二項の規定によりこの条例による改正後の三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例（以下この項において「改正後の条例」という。）別表の一に規定する区分により施行日以後の利用料金の承認の申請があつた場合には、知事は、施行日前においても、改正後の条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年十二月二十三日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十七号

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例(昭和三十五年三重県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第四条 知事及び副知事には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 一 (略) 二 十二月 百分の百七十二・五	(期末手当) 第四条 知事及び副知事には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 一 (略) 二 十二月 百分の百六十七・五

第二条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第四条 知事及び副知事には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 一 六月 百分の百七十 二 十二月 百分の百七十	(期末手当) 第四条 知事及び副知事には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 一 六月 百分の百六十七・五 二 十二月 百分の百七十二・五

(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成十三年三重県条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改

正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十二・五</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十七・五</u></p> <p>2 (略)</p>

第四条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百七十</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百六十七・五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十二・五</u></p> <p>2 (略)</p>

(常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第五条 常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年三重県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十二・五</u></p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十七・五</u></p>

第六条 常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百七十</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十</u></p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百六十七・五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十二・五</u></p>

(識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例の一部改正)

第七条 識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例（昭和二十二年三重県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十二・五</u></p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十七・五</u></p>

第八条 識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百七十</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十</u></p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百六十七・五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十二・五</u></p>

(公営企業管理者の給与及び旅費条例の一部改正)

第九条 公営企業管理者の給与及び旅費条例（昭和四十一年三重県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 管理者には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十二・五</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 管理者には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十七・五</u></p> <p>2 (略)</p>

第十条 公営企業管理者の給与及び旅費条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 管理者には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百七十</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 管理者には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百六十七・五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十二・五</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日等)



- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条及び第十条の規定は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例第四条の規定、第三条の規定による改正後の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例第三条の規定、第五条の規定による改正後の常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例第二条の規定、第七条の規定による改正後の識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例第二条の規定及び第九条の規定による改正後の公営企業管理者の給与及び旅費条例第二条の規定（次項においてこれらを「新条例の規定」という。）は、令和元年十二月の期末手当から適用する。  
（期末手当の内払）
- 3 第一条の規定による改正前の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例第四条の規定、第三条の規定による改正前の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例第三条の規定、第五条の規定による改正前の常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例第二条の規定、第七条の規定による改正前の識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例第二条の規定及び第九条の規定による改正前の公営企業管理者の給与及び旅費条例第二条の規定に基づいて令和元年十二月に支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年十二月二十三日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十八号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成二十九年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、県の厳しい財政状況を考慮し、平成二十九年四月一日から令和三年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事、副知事、教育長、常勤の監査委員、公営企業管理者及び職員の給与を減額するための特例を定めることを目的とする。</p> <p>(職員の給料の月額及び勤勉手当の特例)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 平成二十九年四月一日から令和二年三月三十一日までの間における職員の勤勉手当に係る規定の適用については、職員の給与条例第二十二條第二項第一号中「百分の九十二・五（特定管理職員にあつては、百分の百十二・五）」とあるのは「百分の八十八・二五（特定管理職員にあつては、百分の百八・二五）」と、「百分の九十七・五（特定管理職員にあつては、百分の百十七・五）」とあるのは「百分の九十三・二五（特定管理職員にあつては、百分の百十三・二五）」と、公立学校職員の給与条例第二十四條第二項第一号中「百分の九十二・五」とあるのは「百分の八十八・二五」と、「百分の九十七・五」とあるのは「百分の九十三・二五」とする。</p> <p>(任期付職員等の給料の月額及び期末手当の特例)</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、県の厳しい財政状況を考慮し、平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事、副知事、教育長、常勤の監査委員、公営企業管理者及び職員の給与を減額するための特例を定めることを目的とする。</p> <p>(職員の給料の月額及び勤勉手当の特例)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 特例期間における職員の勤勉手当に係る規定の適用については、職員の給与条例第二十二條第二項第一号中「百分の九十二・五（特定管理職員にあつては、百分の百十二・五）」とあるのは「百分の八十八・二五（特定管理職員にあつては、百分の百八・二五）」と、公立学校職員の給与条例第二十四條第二項第一号中「百分の九十二・五」とあるのは「百分の八十八・二五」とする。</p> <p>(任期付職員等の給料の月額及び期末手当の特例)</p>

<p>第八条 (略)</p> <p>2 平成二十九年四月一日から令和二年三月三十一日までの間における特定任期付職員及び第一号任期付研究員の期末手当に係る規定の適用については、任期付職員条例第五条第二項及び第三項並びに任期付研究員条例第六条第三項中「百分の百六十七・五」とあるのは「百分の百六十三・二五」と、「百分の百七十二・五」とあるのは「百分の百六十八・二五」とする。</p>	<p>第八条 (略)</p> <p>2 特例期間における特定任期付職員及び第一号任期付研究員の期末手当に係る規定の適用については、任期付職員条例第五条第二項及び第三項並びに任期付研究員条例第六条第三項中「百分の百六十七・五」とあるのは「百分の百六十三・二五」とする。</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和元年十二月一日から適用する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年十二月二十三日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十九号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十九項第四号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>六月に支給する場合においては百分の九十二・五(特定管理職員にあつては、百分の百十二・五)</u>、<u>十二月に支給する場合には百分の九十七・五(特定管理職員にあつては、百分の百十七・五)</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>一 前項の職員のうち特定職員 当該特定職員の勤勉手当基礎額に、<u>六月に支給する場合においては百分の九十七・五</u></p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十九項第四号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十二・五(特定管理職員にあつては、百分の百十二・五)を乗じて得た額の総額</p> <p>一 前項の職員のうち特定職員 当該特定職員の勤勉手当基礎額に百分の九十七・五を乗じて得た額の総額</p>

<p>十二月に支給する場合においては百分の百二・五を乗じて得た額の総額</p> <p>三 (略)</p> <p>3 5 (略)</p>	<p>三 (略)</p> <p>3 5 (略)</p>
---	-----------------------------

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第二十二條 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十九項第四号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十五(特定管理職員にあつては、百分の百十五)を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち特定職員 当該特定職員の勤勉手当基礎額に百分の百を乗じて得た額の総額</p> <p>三 (略)</p> <p>3 5 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第二十二條 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十九項第四号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合においては百分の九十二・五(特定管理職員にあつては、百分の百十一・五)、十二月に支給する場合においては百分の九十七・五(特定管理職員にあつては、百分の百十七・五)を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち特定職員 当該特定職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の九十七・五、十二月に支給する場合においては百分の百二・五を乗じて得た額の総額</p> <p>三 (略)</p> <p>3 5 (略)</p>

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年三重県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年三重県条例第七十二号)第五条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び第一号任期付研究員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十二・五」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年三重県条例第七十二号)第五条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び第一号任期付研究員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百六十七・五」とする。</p>

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年三重県条例第七十二号)第五条の規定」と、給与条例第十七</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年三重県条例第七十二号)第五条の規定」と、給与条例第十七</p>

<p>条の二第一項中「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び第一号任期付研究員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十」とする。</p>	<p>条の二第一項中「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び第一号任期付研究員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十二・五」とする。</p>
--	---

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十二・五」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する公立学校給与条例第五条第一項、第六条第一項、第九条の二、第二十二條の三第一項及び第二十三条第二項の規定の適用については、公立学校給与条例第五条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、公</p>	<p>(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百六十七・五」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する公立学校給与条例第五条第一項、第六条第一項、第九条の二、第二十二條の三第一項及び第二十三条第二項の規定の適用については、公立学校給与条例第五条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重</p>

<p>立学校給与条例第六条第一項及び第九条の二中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条の規定」と、公立学校給与条例第二十二條の三第一項中「規則で指定する職」とあるのは「規則で指定する職及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、公立学校給与条例第二十三條第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十二・五」とする。</p>	<p>立学校給与条例第六条第一項及び第九条の二中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条の規定」と、公立学校給与条例第二十二條の三第一項中「規則で指定する職」とあるのは「規則で指定する職及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、公立学校給与条例第二十三條第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百六十七・五」とする。</p>
---	---

第六條 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)</p> <p>第五條 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年三重県条例第六十一号)第四条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百三十」とあるのは「<u>百分の百七十</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する公立学校給与条例第五条第一項、第六条第一項、第九条の二、第二十二條の三第一項及び第二十三條第二項の規定の適用については、公立学校給与条例第五条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職</p>	<p>(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)</p> <p>第五條 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年三重県条例第六十一号)第四条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百三十」とあるのは「<u>百分の百七十二・五</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する公立学校給与条例第五条第一項、第六条第一項、第九条の二、第二十二條の三第一項及び第二十三條第二項の規定の適用については、公立学校給与条例第五条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職</p>



<p>員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、公立学校給与条例第六条第一項及び第九条の二中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条の規定」と、公立学校給与条例第二十二條の三第一項中「規則で指定する職」とあるのは「規則で指定する職及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、公立学校給与条例第二十三條第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十」とする。</p>	<p>員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、公立学校給与条例第六条第一項及び第九条の二中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条の規定」と、公立学校給与条例第二十二條の三第一項中「規則で指定する職」とあるのは「規則で指定する職及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、公立学校給与条例第二十三條第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十二・五」とする。</p>
--	---

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定及び第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定（次項においてこれらを「新条例の規定」という。）は、令和元年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定及び第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年十二月二十三日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合には百分の九十二・五、十二月に支給する場合には百分の九十七・五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 (略)</p> <p>3 〃 5 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十二・五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 (略)</p> <p>3 〃 5 (略)</p>

第二条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当)	(勤勉手当)

<p>第二十四条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 (略)</p> <p>3 5 (略)</p>	<p>第二十四条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合においては百分の九十二・五、十二月に支給する場合においては百分の九十七・五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 (略)</p> <p>3 5 (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例の規定（次項において「新条例の規定」という。）は、令和元年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、三重県教育委員会及び三重県人事委員会が共同で定める規則で定める。

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年十二月二十三日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十一号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百六十七・五、十二月に支給する場合においては百分の百七十二・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百六十七・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 （略）</p>

第二条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百七十、十二月に支給する場合においては百分の百七</p>	<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百六十七・五、十二月に支給する場合においては百分</p>

<p>十を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>の百七十二・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定（次項において「新条例の規定」という。）は、令和元年十二月の期末手当から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第一条の規定による改正前の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定に基づいて令和元年十二月に支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

規 則

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年十二月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三十七号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則(平成二十三年三重県規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(条例別表第二の規則で定める事務)	(条例別表第二の規則で定める事務)
<p>第六条 条例別表第二第一号の規則で定める事務は、地方税法及び三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号)に基づく県税(地方税法第四十八条第一項又は第二項の規定により徴収する個人の市町民税、三重県産業廃棄物税条例(平成十三年三重県条例第五十一号)第三条の規定により賦課徴収する産業廃棄物税、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)第八条の規定により賦課徴収する特別法人事業税及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第十条の規定により賦課徴収する地方法人特別税を含む。)の賦課又は徴収(当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。)に関する次に掲げる者(当該者が法人(当該法人が合併した場合にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人を、当該法人が分割した場合にあつては、当該分割により事業を承継した法人を含む。)である場合にあつては、当該法人の役員とし、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものである場合にあつては、当該代表者又は管理人とする。)の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認とする。</p> <p>一〜八 (略)</p>	<p>第六条 条例別表第二第一号の規則で定める事務は、地方税法及び三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号)に基づく県税(地方税法第四十八条第一項又は第二項の規定により徴収する個人の市町民税、三重県産業廃棄物税条例(平成十三年三重県条例第五十一号)第三条の規定により賦課徴収する産業廃棄物税及び地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第十条の規定により賦課徴収する地方法人特別税を含む。)の賦課又は徴収(当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。)に関する次に掲げる者(当該者が法人(当該法人が合併した場合にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人を、当該法人が分割した場合にあつては、当該分割により事業を承継した法人を含む。)である場合にあつては、当該法人の役員とし、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものである場合にあつては、当該代表者又は管理人とする。)の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認とする。</p> <p>一〜八 (略)</p>
<p>九 三重県県税条例第百三十七条の三第一項第二号に規定する自動車税環境性能割の減免及び同条例第百三十七条の十三第一項に規定する自動車税種別割の減免の手續に係る身体障害者等又は当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等のみで構成される世帯において</p>	<p>九 三重県県税条例第百十四条第一項第三号に規定する自動車取得税の減免及び同条例第百三十五条第一項に規定する自動車税の減免の手續に係る身体障害者等又は当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等のみで構成される世帯において身体障害者等を常時介護す</p>

<p>身体障害者等を常時介護する者 十・十一 (略)</p> <p>2 条例別表第二第二号の規則で定める事務は、地方税法に基づく県税の犯則事件(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第十七条の規定により法人の事業税に関する犯則事件とみなされる特別法人事業税に関する犯則事件及び地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第十九条の規定により法人の事業税に関する犯則事件とみなされる地方法人特別税に関する犯則事件を含む。)の犯則嫌疑者又は参考人の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認とする。</p> <p>3 〽 11 (略)</p>	<p>る者 十・十一 (略)</p> <p>2 条例別表第二第二号の規則で定める事務は、地方税法に基づく県税の犯則事件(地方法人特別税等に関する暫定措置法第十九条の規定により法人の事業税に関する犯則事件とみなされる地方法人特別税に関する犯則事件を含む。)の犯則嫌疑者又は参考人の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認とする。</p> <p>3 〽 11 (略)</p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委規則

三重県人事委員会は、職員給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十一六(職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年十二月二十二日

三重県人事委員会委員長 竹川 博子

三重県人事委員会規則七十一六(職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則)の一部を改正する規則  
第一条 三重県人事委員会規則七十一六(職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正 後	改正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 <u>百分の百九十五</u></p> <p>二 (略)</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 <u>百分の百八十五</u></p> <p>二 (略)</p>

第二条 三重県人事委員会規則七十一六(職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正 後	改正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 <u>百分の百九十</u></p> <p>二 (略)</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 <u>百分の百九十五</u></p> <p>二 (略)</p>

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の三重県人事委員会規則七十一六（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）第十三条の規定は、令和元年十二月一日から適用する。

<b>人 事 委 規 則</b> <b>教 育 委 規 則</b>
--------------------------------------

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年十二月二十二日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子  
 三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

**三重県人事委員会規則**  
**三重県教育委員会規則** 第八号

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年 三重県人事委員会規則 三重県教育委員会規則 第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 <u>百分の百九十五以内</u></p> <p>二 （略）</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 <u>百分の百八十五以内</u></p> <p>二 （略）</p>

第二条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 <u>百分の百九十五以内</u></p> <p>二 （略）</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 <u>百分の百九十五以内</u></p> <p>二 （略）</p>

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十三条の規定は、令和元年十二月一日から適用する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の規定に基づき、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年十二月二十二日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子  
 三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子



三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第九号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和三十年<sup>三重県人事委員会規則</sup>第一号)の一部を次のよう  
に改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(一般の退職手当及び予告を受けない退職者の退職手当の発令手続等)</p> <p>第十条 校長は、条例第二条の四から第六条の五まで、条例第九条、昭和三十二年改正条例附則第二項及び昭和三十七年改正条例附則第六項に規定する退職手当を支給される職員が生じた場合は、次に掲げる書類を県委員会(給与条例第二条第一項第三号及び第四号に規定する職員(以下「市町立学校職員」という。))については、所属の市町の教育委員会を経由の上)に提出しなければならない。ただし、任期を定めて任用される職員のうち、<u>在職期間が一年以上の者</u>にあつては、第二号に掲げる書類の提出を省略することができる。</p> <p>一〇十六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表(第四条の五関係)</p> <p>イ 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表</p> <table border="1" data-bbox="215 1198 766 2060"> <tr> <td>第三号区分・第四号区分</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第五号区分</td> <td> <p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第四号区分の項第一号に掲げる者を除く。)</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第四号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p> <p>三〇五 (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>第六号</td> <td>一 平成八年四月以後平成十八年三月以</td> </tr> </table>	第三号区分・第四号区分	(略)	第五号区分	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第四号区分の項第一号に掲げる者を除く。)</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第四号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p> <p>三〇五 (略)</p>	第六号	一 平成八年四月以後平成十八年三月以	<p>(一般の退職手当及び予告を受けない退職者の退職手当の発令手続等)</p> <p>第十条 校長は、条例第二条の四から第六条の五まで、条例第九条、昭和三十二年改正条例附則第二項及び昭和三十七年改正条例附則第六項に規定する退職手当を支給される職員が生じた場合は、次に掲げる書類を県委員会(給与条例第二条第一項第三号及び第四号に規定する職員(以下「市町立学校職員」という。))については、所属の市町の教育委員会を経由の上)に提出しなければならない。ただし、<u>一年未満の任期を定めて採用され、又は任用される職員</u>にあつては、第二号に掲げる書類の提出を省略することができる。</p> <p>一〇十六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表(第四条の五関係)</p> <p>イ 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表</p> <table border="1" data-bbox="834 1198 1385 2060"> <tr> <td>第三号区分・第四号区分</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第五号区分</td> <td> <p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は三級であつたもの(第四号区分の項第一号に掲げる者を除く。)</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は三級であつたもの(第四号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p> <p>三〇五 (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>第六号</td> <td>一 平成八年四月以後平成十八年三月以</td> </tr> </table>	第三号区分・第四号区分	(略)	第五号区分	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は三級であつたもの(第四号区分の項第一号に掲げる者を除く。)</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は三級であつたもの(第四号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p> <p>三〇五 (略)</p>	第六号	一 平成八年四月以後平成十八年三月以
第三号区分・第四号区分	(略)												
第五号区分	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第四号区分の項第一号に掲げる者を除く。)</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第四号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p> <p>三〇五 (略)</p>												
第六号	一 平成八年四月以後平成十八年三月以												
第三号区分・第四号区分	(略)												
第五号区分	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は三級であつたもの(第四号区分の項第一号に掲げる者を除く。)</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は三級であつたもの(第四号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p> <p>三〇五 (略)</p>												
第六号	一 平成八年四月以後平成十八年三月以												

区分	<p>前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二〇五 (略)</p>
第七号区分	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第六号区分の項第一号に掲げる者を除く。)のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第六号区分の項第二号に掲げる者を除く。)のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二〇五 (略)</p>
第八号区分	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は二級であつたもの(第六号区分の項第一号及び第七号区分の項第一号に掲げる者を除く。)のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は二級であつたもの(第六号区分の項第二号及び第七号区分の項第二号に掲げる者</p>

区分	<p>前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第五号区分の項第一号に掲げる者を除く。)のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第五号区分の項第二号に掲げる者を除く。)のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二〇五 (略)</p>
第七号区分	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第五号区分の項第一号及び第六号区分の項第一号に掲げる者を除く。)のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第五号区分の項第二号及び第六号区分の項第二号に掲げる者を除く。)のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二〇五 (略)</p>
第八号区分	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は二級であつたもの(第五号区分の項第一号、第六号区分の項第一号及び第七号区分の項第一号に掲げる者を除く。)のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は二級であつたもの(第五号区分の項第二号、第六号区分の項第二号及び第七号区</p>

第九号 区分	を除く。)のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの 二〇五 (略)
	(略)

ロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における

職員の区分についての表

第一号 区分	(略)
第五号 区分	一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が特二級又は三級であつたもの(第四号区分の項第一号に掲げる者を除く。) 二 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が特二級又は三級であつたもの(第四号区分の項第二号に掲げる者を除く。) 二〇五 (略)
第六号 区分	一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの 二 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの 二〇五 (略)
第七号 区分	一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第六号区分の項第一号に掲げる者を除

第九号 区分	分の項第二号に掲げる者を除く。)のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの 二〇五 (略)
	(略)

ロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における

職員の区分についての表

第一号 区分	(略)
第五号 区分	一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの、特二級又は三級であつたもの(第四号区分の項第一号に掲げる者を除く。) 二 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの、特二級又は三級であつたもの(第四号区分の項第二号に掲げる者を除く。) 二〇五 (略)
第六号 区分	一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第五号区分の項第一号に掲げる者を除く。) 二 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第五号区分の項第二号に掲げる者を除く。) のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの 二〇五 (略)
第七号 区分	一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第五号区分の項第一号及び第六号区分の

第九号 区分	(略)
第八号 区分	<p>く。)のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第六号区分の項第二号に掲げる者を除く。)のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>三(五) (略)</p> <p>一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもののうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は二級であつたもの(第六号区分の項第一号及び第七号区分の項第一号に掲げる者を除く。)のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもののうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は二級であつたもの(第六号区分の項第二号及び第七号区分の項第二号に掲げる者を除く。)のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>三(五) (略)</p>

第九号 区分	(略)
第八号 区分	<p>項第一号に掲げる者を除く。)のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第五号区分の項第二号及び第六号区分の項第二号に掲げる者を除く。)のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>三(五) (略)</p> <p>一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもののうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は二級であつたもの(第五号区分の項第一号、第六号区分の項第一号及び第七号区分の項第一号に掲げる者を除く。)のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもののうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は二級であつたもの(第五号区分の項第二号、第六号区分の項第二号及び第七号区分の項第二号に掲げる者を除く。)のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>三(五) (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前の基礎在職期間にかかる公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則第四条の五に規定する職員の区分については、この規則による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の規定の実施に関し必要な事項は、三重県教育委員会が三重県人事委員会と協議して定める。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和元年十二月二十二日

三重県病院事業庁長 加藤 和 浩

**三重県病院事業庁管理規程第三号**

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の支給率に用いる病院事業職員の勤務成績等による成績率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で管理者が定めるものとする。</p> <p>一 院長 <u>百分の五百七十五</u></p> <p>二 第三条に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける病院事業職員のうち、管理者が定める職にある者 <u>百分の三百八十</u></p> <p>三 第三条に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける病院事業職員のうち、前二号に該当しない者 <u>百分の二百八十五</u></p> <p>四 (略)</p> <p>五 前各号に該当しない病院事業職員 <u>百分の百九十一</u></p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の支給率に用いる病院事業職員の勤務成績等による成績率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で管理者が定めるものとする。</p> <p>一 院長 <u>百分の五百六十二・五</u></p> <p>二 第三条に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける病院事業職員のうち、管理者が定める職にある者 <u>百分の三百七十</u></p> <p>三 第三条に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける病院事業職員のうち、前二号に該当しない者 <u>百分の二百七十七・五</u></p> <p>四 (略)</p> <p>五 前各号に該当しない病院事業職員 <u>百分の百八十五</u></p>

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、改正後の三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の規定は、令和元年十二月一日から適用する。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
 三重県総務部法務・文書課  
 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>